

佐野あゆみの里「日中一時支援事業」

アナ： 「市長が語る 2015 三島」第17回の今日は、6月より三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里で実施している「日中一時支援事業」の取り組みについてお話を伺います。豊岡市長、よろしくお祈りします。

市長： よろしくお祈りします。

アナ： 佐野あゆみの里は、三島市障がい者支援センターと伺っていますが、どのような施設ですか。

市長： 佐野あゆみの里は、市内の障がい者支援施設の拠点として、支援方法や障がい福祉情報の発信、災害時の福祉避難所、施設職員の研修会開催や育成会等の団体支援などの役割を担うとともに、障がい福祉サービス事業として「生活介護事業」（常に介護を必要とする障がい者への日常生活の支援事業）と「就労移行支援事業」（就労を希望する障がい者への能力向上訓練や相談による支援事業）を運営しています。

平成27年度は就労希望者の支援事業は休止しておりますが、その代わりに、障がいのある方のご家族からのニーズの多い「日中一時支援事業」を6月から行っています。個々の障がいの状況に応じた支援に努め、豊かな地域生活が送れるよう、様々な生活場面を想定しながらきめ細やかな支援を行っております。

アナ： 「地域生活」というお言葉がありましたが、地域の方との結びつきも持つ機会もあるのでしょうか。

市長： 障害のある方の社会参加を促進するために、みしま夏まつりのサンバパレードに市内の知的障がいのある方に参加を呼びかけ、「なかよしサンバ隊」を結成し参加することや、佐野あゆみの里祭りの開催、さらには企業へ出向いての出店販売などを通して、地域の皆様との交流を行い、地域社会との結びつきを意識した取り組みを行っております。

アナ： なるほど、いろいろな取り組みをしている佐野あゆみの里で、今度は新たに6月から「日中一時支援事業」を開始したのですね。これは、どのような事業なのでしょう。

市長： 障がいのある方のご家族の就労支援や急用等の理由で一時的に介護ができない時などに、障がいのある方の見守りや、日中の居場所を一時的に提供する事業です。主には、障がい福祉サービス事業所を利用されている方が、利用している事業所が終わった後に、1時間から3時間くらい利用する方が多いそうです。

アナ： 障害のある方の見守りや日中の居場所を一時的に提供するとの事ですが、障害のある方は誰でも利用できるのですか。

市長： 佐野あゆみの里では、15歳以上の知的、身体、精神障がいの方が対象となります。
利用する場合は、お住まいの市町が発行する受給者証が必要になります。

アナ： 利用できる時間を教えてください。

市長： 月曜日から金曜日の午前11時から午後7時の間、30分単位で8時間まで利用できます。ただし、土日、祝日及び年末年始は休所日となります。

アナ： 利用するための料金についても伺いたいのですが。

市長： 市町の定める「日中一時支援事業補助基準額」の1割を利用料として自己負担していただきます。ただし、市民税非課税世帯等は利用料が減額されます。詳しくは佐野あゆみの里、またはお住まいの市町の担当課へお問い合わせください。

アナ： 日中の居場所とのことですが、どのような過ごし方をするのですか。

市長： 現在の利用者の方々は、創作活動や運動、DVD鑑賞、トランプなどのゲームや、職員と一緒に雑談をしたり、リラックスして過ごしています。「心地よい場所」と思えるような楽しい場所にしていきたいと考えております。そのためにも、事前の面談で利用者一人ひとりの特徴を把握し、楽しい時間が過ごせるように支援を計画しております。

アナ： それでは、どのような流れで利用開始となるのでしょうか。

市長： まずは見学や体験をしていただき、利用希望者、保護者との面談をいたします。面談の際に、その後の手続きや予約方法について説明をさせていただきます。

アナ： どんな場所なのか、まずは見学することからスタートですね。体験できて、どんなところかを知ることができるのは安心できますね。

市長： そうですね。見学や体験を随時受け付けておりますので、まずは佐野あゆみの里までご連絡ください。

アナ： 豊岡市長、本日はありがとうございました。

市長： ありがとうございました。